

社会的現実をめぐる IE の論点 —ドロシー・スミスの議論に依拠して—

How is Social Reality Discursively Constructed?
—Based on Dorothy Smith's IE—

上 谷 香 陽¹
Kayo Uetani

Abstract

Following Canadian sociologist Dorothy Smith's Institutional Ethnography(IE), this paper considered how is social reality discursively constructed in sociological texts.

Smith's IE has tried to produce a kind of understanding of the social by which people could know the way of operating of power which regulates their experiences from the outside of everyday lived actualities. Sociology has produced a variety of sociological theories which have constitutional power to organize sociological discourse. They have developed many conventions to accomplish a "commonly known world" of sociology.

According to Smith, these conventions provide general procedures which translate people's experience of reading and writing a sociological text in particular local setting to objectified form of knowledge. She argued that these conventions have provided methods of isolating the social from actualities of people's lived experiences and of writing it as a discursive entity being beyond the particular local setting.

Based on IE, this paper examined a sociological article for explicating the way of constructing social reality—'needs'—as a discursive entity in the sociological text. In so doing, this paper also suggested an alternative way of knowing the social from within the actualities of people's lived experiences.

キーワード：

現実、社会的、言説、ドロシー・スミス、institutional ethnography

1. はじめに

本稿は、ドロシー・スミスの社会学、institutional ethnography (IE)に依拠して、「社会(学)的現実」をめぐる知識がいかにして組織化されるのか、という論点について考察したい。

スミスは「everyday world as problematic」という考え方において、日常世界(注1)がどのように組み立てられているかは、日常世界の範囲や個人の日々の活動の範囲の内部では、部分的にしか見ることができないという特徴を持つことを指摘する。その上で、「日々の生活の

¹ 文教大学国際学部(非常勤講師)

中で具体的な他者とやりとりしながら自分が見たり聞いたり行なったり思ったりしていることは、どのようにして、個別的で具体的な日常生活の場面を超えた一般的で抽象的な領域と接続しているのか」「そしてそれはどのようなやり方で知ることができるのか」と改めて問い直す。スミスの社会学が目指すのは、個人の経験のあり方を、その経験が生起する個別的で具体的な場面の外側から規定していく一般化し抽象化する「力」の作動の仕方を、実際にそれを経験する個別的で具体的な人々の立ち位置から知り直すことである。専門社会学による知識（「客観化された知識」）を出発点にして知ることができる「社会」ではなく、日常世界を実際に生きている人々が暗黙のうちに知っていること、行っていることを出発点にして知ることができる〈社会〉の解明が模索されるのである。

専門社会学はこれまで、自分の身に起こっていることが自分だけの問題で完結しないこと、自分の身に起こっていることが他者の身に起こっていることと関係していること、自分と他者の間には共通の利害関心が見い出せること、自分の行っていることや考えていることを一定のやり方で方向づける何らかの仕組があることなどを理解するための方法を考案してきた。スミスによればそれらは、社会学の「共通に知られた世界」を達成する方法であり、社会学の言説の組織化において構成的力を持つ様々な社会学理論において生み出されてきた慣習である。この慣習は、特定の行為の連鎖の特定の場所に位置づけられながら、社会学的「テキスト」を読んだり書いたりしている人々の関心や経験を、客観化された形式に翻訳する一般的手続きを提供する。この慣習は、「社会的なこと (the social)」を人々の生活の個別性から切り離し、それを超えたものとして書く（そして読む）方法を提供してきたのである（Smith 1999 : 51-52, 上谷 2020c : 5）。

スミスは、このような「社会（学）的現実」の構築過程において交差する、二つの「知り方」

—抽象的・一般的・普遍的・客観的とみなされてきた思考の言葉（専門的知識）による知り方と、具体的・個別的・特殊的・主観的とみなされてきた日常の言葉（日常的知識）による知り方—の関係に着目する。実際の日々の生活において自他の身に起きていることをめぐる、思考の言葉（専門的知識）における「知り方」と、日常の言葉（日常的知識）における「知り方」との間には断絶がある。これは単に、日常の言葉で知られていることを、思考の言葉によって正しく表象できるかどうかという問題ではない（注2）。問われているのは、社会的な知識の産出の場面において、二つの「知り方」の間にはある種の非対称性が存在することである。後者の「知り方」は前者の「知り方」の基盤となるが、後者は前者に包摂されうるものとして扱われ、通常は表に出てこない。日常の言葉において知られたことは思考の言葉に置き換えられ、そもそも二つの「知り方」の間に断絶があること自体が不可視にされるのである。

スミスのIEは、通常は隠されてしまうこの断絶を可視化し、二つの「知り方」の非対称性が生み出されるメカニズムを改めて問い直す。日々の生活において自分や他者の身に起こっていることを知るやり方を規制 (ruling) する、専門的言説の「抽象化」し「一般化」し「普遍化」し「客観化」する概念使用実践の力を、知識の社会的組織化の問題として探究するのである。「社会」について読んだり書いたり語ったりする活動を一定のやり方で組織化する、無視しがたく避けがたい、特徴的な言語使用実践の形式がある。スミスは、専門的言説における「社会」についての「共通に知られた世界」を達成する方法が、客観化する装置としての専門化された概念カテゴリーを作動させ「社会（学）的現実」を特定の個人に外在して存在するものとして言説的に構築していくやり方を解明しようとするのである。

以上のようなスミスの着眼点を理解するために、本稿では、ある社会調査に関する社会学的

論文を題材に考察を進める。「社会(学)的現実」を特定の個人に外在して存在するものとして言説的に構築するというは具体的にどのような文脈で必要とされるのか、そこにおいて専門化された概念カテゴリーはどのように作動していくのか、「社会的なこと」についての別の探究の仕方とはどのようなものか、それはなぜ必要なのか。このような論点について考えていきたい。

2. institutionの言説としての社会学

2.1 「ニーズ」を語るとはどういうことか

以下本稿の議論では、杉浦郁子(2019)「制度との応酬によるニーズ意識—同性カップルの法的保障ニーズをめぐる」を題材に考察を進めたい(注3)。この論文は、「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」に基づく「パートナーシップ証明書」交付の制度についての、取得(検討)者へのインタビュー調査(「渋谷区パートナーシップ証明実態調査(個人調査)」)を基にした社会学的考察である。この調査は、渋谷区(男女平等・ダイバーシティ推進担当課)が企画し、特定非営利活動法人虹色ダイバーシティへ委託され、この法人の下に実査を担当する研究チームが結成された。論文で分析されているのは、取得(検討)者へのインタビューをするチームによって2017年に行われた調査結果である。

2015年に成立した渋谷区「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」に基づく「パートナーシップ証明書」交付の制度は、世田谷区「世田谷区パートナーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱」とともに、同性間のパートナーシップを認定する地方自治体の動きの口火を切った(注4)。杉浦によればこれらの制度は、新しい条例や法律の必要を行政に直接要求する社会運動の高まりによってというよりは、「行政及び行政に働きかけた議員や限られた当事者の主導」によって創設されたという特徴を持つ。「まずは生存や生活に関する

ニーズがあり、それらが吸い上げられた結果として制度がある」という、制度に対する「よくある見方」とは異なるプロセスを経て創設されたのである(杉浦2019:61-63)。

この点に関連して杉浦は、2015年以前に自身が参加した「同性カップルの生活実態」についての調査を振り返る(杉浦2019:65)。そこにおいて彼女は、「調査の協力者に『どのような保障を望んでいるか』と『意識』を問うことの難しさ」に直面したという。「どんな法的保障がほしいか」という質問に対して、例えば法的な婚姻の権利義務(a健康保険の扶養者扱い、b税金の扶養者控除、c給料付属の家族手当、d職場での介護休暇、e一方が入院した時の看護・面接権、f一方が病気になった際の医療上の同意権、g家族向けの公営住宅への入居権、h生命保険の受け取り、i遺産や共有財産の相続権、j貞操の義務、k同居の義務、l相互扶助の義務、m同一の氏を名のる義務)に関連づけて自分の経験を語るができる「インタビュー協力者」は少なかったという(注5)。

他方、2017年に行われたこの調査においては、事情は異なっていた。杉浦は、今回の調査において「インタビュー協力者」が「法的保障」について明示的に語っていることについて、それは単にかれらが渋谷区における「パートナーシップ証明書」の取得者や取得検討者であるからという理由だけではない可能性を示唆する。すなわち、「制度がない状況では語られなかったニーズは、むしろ、制度ができた後に認識しやすくなったのではないか。ニーズを認識する機会や語るための語彙は、制度との対話を通して獲得・創出されていく面があるのではないか(杉浦2019:66)」と指摘するのである。杉浦によれば、今日本で導入が進んでいる「パートナーシップ認定」については、「そもそも法的な効力をもたない制度を構築することの意味」が一つの論点になっているという。これに対して彼女は、制度には法的な効力とは別に、潜在していた「ニーズ」に言葉を与える「リソース」

となりうる側面があることを指摘するのである。

本稿で着目するのは、杉浦（2019）において提起されている、行政や専門社会学の言説における概念としての「(法的保障への) ニーズ」と、人々が日々の生活を実際に生きながら見たこと聞いたこと経験したことの関係はいかなるものかという論点である。スミスのIEに依拠すれば、この論文それ自体が、「テキスト的現実」としての「ニーズ」を行政や専門社会学の言説の中に創出するという言語使用実践に埋め込まれていると考えられる。「ニーズ」という概念に対応する「現実(潜在していたニーズ)」は、行政に委託されたインタビュー調査を行い、それを社会学論文にまとめるという一連のinstitutionに関わる過程(institutional process)において、人々の日々の生活の中に事後的に「発見」されていくのだと考えられるのである。このことは、ここで可視化された「(法的保障への) ニーズ」が現実ではないということではない。また、インタビューによって見出された「ニーズ」と「インタビュー協力者」の実際の生活との間には何の関わりもない、ということでもない。後述するように、一連のinstitutionに関わる過程を適切に作動させるといふ文脈においては、いずれにしても、institutionの言説の枠内に収まる形式での「現実」を社会的に組織化する作業が必要とされるのである。この点について、以下では、スミスの議論との関連を述べていきたい。

2.2 「テキスト的現実」としての「ニーズ」

スミスのIEは、日常の言葉(日常的知識)における「知ること」と思考の言葉(専門的知識)における「知ること」が接続する具体的な契機として、人々が何らかのかたちでinstitution(s)と接触する場面に着目する。ここでinstitution(s)とは、日本語における「法規」や「社会的な仕組」としての「制度」というよりは、第一義的には、人々の日常生活

に深く関与している、教育や医療や行政や経営や法律や学問などに関わる諸組織や諸機関や諸施設などのことである。institution(s)は相互依存的に関連する複合体をなしており、単に実体的な組織としてのみならず、「言説(discourse)」を媒介に組織内(間)の複数の人々の行為が連鎖し配置される諸関係の交差点や連係として捉えられている。institution(s)をこのレベルで把握する時には、日本語の意味における「制度」も関わってくると考えられる(注6)。

スミスは、「言説」を「知識の対象を弁別的なやり方で定式化し認識する、慣習的に規制された言語を使用する実践活動」と定義する。institutionの言説は、組織や機関や施設が産出する公的な記述・記録・報告としての「テキスト」を書いたり読んだりするワーク(注7)に埋め込まれている。人々が自らの身体的存在や身体的行為において生じたものとして知っていることは、言説の内部で記述可能か否かを基準に取捨選択され組み立て直されることを通して、初めてinstitution(s)の作動において取り扱い可能な「現実」として成立するのである。公的な文書としての「テキスト」作成には、人々が日常の言葉で知っていることを、専門化された概念カテゴリーに包摂し置き換える実践活動が含まれている。「二つの知ること」がある種の非対称的なやり方で接続されるのは、この「テキスト」作成のワークの過程においてなのである。

「実際に起こったこと」の公的な記述・記録・報告としての「テキスト」作成は、組織や機関や施設が日々のルーティン・ワークを遂行する際の基盤であり、人々がinstitution(s)と接触する際に必ず行われる実務である。日常生活における個別具体的な経験は、印刷されたものであれ、電子的なものであれ、複製可能な物質として組織間を流通する「公的な文書」として記録される必要がある。諸組織や諸機関や諸施設において異なる時間、異なる空間で実際に

日々の実務に関わる人々の多様なワークは、「テキスト」を媒介にして相互に連係されている (coordinated) ののである。

この「テキスト」作成の過程には、「実際に起こったこと」のうち、institution の言説の内部で記述可能な側面を選択していくワークが含まれている。人々が自身の経験に基づいて語ることは、そのままでは、一連の institution に関わる過程を動かさうる「現実」たりえない。「テキスト」は、諸組織、諸機関、諸施設におけるそれぞれの専門的言説の内部で知識の対象を弁別的に定式化し、認識できるようなやり方で記述される必要がある。この意味でこの「記録」は、人々が自身の経験に基づいて語ったことを単純に表象しているわけではない。むしろそれは、人々の経験を、institution の言説の枠組、概念、カテゴリーの例や表現として包摂する手続きによって組み立て直したものとして捉えられるのである。

特定の視点から自身の身体的存在や身体的行為において生じたものとして知っていることとしての「実際に起こったこと」は、「テキスト」作成の過程で、主体や行為体としての人々が消えた、特定の視点を持たない概念的実体に転換される (注8)。institution の言説に習熟することとは、自他の身に起こったことを特定の視点を持たないやり方で書き、話し、聞き、理解する方法を身につけることでもある。このことは、教育や医療や行政や経営や法律や学問などに関わる諸組織や諸機関や諸施設などで実務に関わる人々—専門的社会学者も含まれる—にとっては、専門的な教育や訓練を経て習熟することが求められる能力でもある。

スミスが institution の言説のこのような作用に注目するのは、人々の日々の生活が、公的組織や組織的实践活動の官僚的、専門的、その他の諸形式に深く依存していると捉えているからである。作成された「テキスト」は、異なる場所で、異なる時間に、異なる人々が読む (見る、聞く) ために繰り返し現れうるという特徴

を持つ。「テキスト」がそれを使用する一つの場所から別の場所に移動しても認識可能に同一であるということは、行政・経営・専門組織がその弁別的な機能を果たすために不可欠である。諸組織や諸機関や諸施設において異なる時間、異なる空間でなされる人々の多様なワークは、「テキスト」に媒介された言説によって相互関連的に連係される。そのことを通して、人々の個別具体的な毎日毎夜の生活を外側から規定する何らかの決定が下されていくのである。institution(s) は、実際に起こっていること、経験、進行中のこと、出来事を、公的組織 (機関、施設) の法律や目的によって定義し定義される客観化する記録システムへ置き換えるワークを行う。このワークの考察なしには、日常世界を、専門知識人の言説におけるカテゴリーを超えて見出すことができなくなる、とスミスは主張するのである。

本稿では、杉浦 (2019) において「社会 (学) 的現実」としての「ニーズ」がいかにして構築されるのかを解明し、「社会 (学) 的現実」を特定の個人に外在して存在するものとして言説的に構築するというは具体的にどのような文脈で必要とされるのか、そこにおいて専門化された概念カテゴリーはどのように作動していくのかを、考察したい。前述したように、この論文で「(法的保障への) 潜在していたニーズ」として提示された現実とは、行政に委託されたインタビュー調査を行い、それを社会学的論文にまとめるという一連の institution に関わる過程において、人々の日々の生活の中に事後的に「発見」された「テキスト的現実」として捉えられる。この論文において「ニーズ」という概念は、探究の結果「発見」されるべき「現実」であると同時に、探究の過程でそのような「現実」を組織化していく言説的枠組としても機能していると考えられるのである。

ここで、社会学的な「テキスト的現実」としての「ニーズ」は、行政から委託されたインタビュー調査を行う過程と、それを社会学的論文

にまとめ直す過程という、institution に関わる二つのワークの過程が交わる地点で社会的に組織化されている。前者は、インタビューにおける調査者と情報提供者のやり取りにおいて、情報提供者の日々の生活で見たこと聞いたこと経験したことが、渋谷区の条例や民法の婚姻の権利義務と関連するものとして語られていく過程である。後者は、インタビューで語られたことが、社会学的言説における「ニーズ」概念の例や表現として包摂されながら組み立て直されていく過程である。この論文における「ニーズ」とは、基本的には「同性カップルに対する何らかの法的保障への必要」という意味で使用されている。しかしながら、とりわけ論の後半には、当初の意味を超えた様々なことがらを包摂しうるより抽象化された概念として使用されるようになっていくと考える。この点については後述する。

「テキスト的現実」としての「ニーズ」の創出は、社会学的論文の書き手が単独で行うというよりは、インタビュー調査に参加した情報提供者との共同作業として成し遂げられているという側面がある。杉浦が以前の調査で直面したように、そもそもインタビューの過程で、情報提供者が既存の法制度との関わりで自分の経験を語るができなければ、「(法的保障への)潜在していたニーズ」という「現実」を創出することも困難になる。

渋谷区の「パートナーシップ証明」を取得するためには、「カップルが交わした合意事項を公正証書にして提出すること(杉浦 2019: 67)」が求められる。杉浦も指摘するように、この調査のインタビューに答えた渋谷区の制度の利用者や利用予定者は、その準備段階としての公正証書の作成や、作成についての情報収集を行う過程において、婚姻をめぐる既存の法律が自分たちの生活に及ぼす「効力」について自覚的に考える機会を得ていた。この調査のインタビューでは、調査者が依拠している institution の言説の概念や枠組の使用の仕方

に、情報提供者もまた一定程度習熟していたと考えられる。この意味で、かれらは、この調査が埋め込まれている一連の institution に関わる過程の「能動的」な参加者として、現行の日本の婚姻制度との比較において渋谷区の「パートナーシップ証明書」制度を点検し、その「不十分さ」の例や表現を自らの経験から取捨選択するというワークを、より「適切に」遂行することができた可能性がある。

このことには、渋谷区の「パートナーシップ証明」制度の成り立ちをめぐる前述の杉浦の指摘、すなわち、「制度がない状況では語られなかったニーズが、制度ができた後に認識しやすくなった」り、「ニーズを認識する機会や語るための語彙が、制度との対話を通して獲得・創出されていく面がある」ということも関わっているだろう。他方、スミスの議論に依拠すれば、仮に「まずは生存や生活に関するニーズがあり、それらが吸い上げられた結果として制度がある(杉浦 2019: 62)」という場合であっても、「(生存や生活に関する)必要」は、institution に関わる過程に接続される時点で、既存の言説に包摂されうる「(法制度への)ニーズ」に翻訳される必要があると考えられる。この意味で、具体的・個別的・特殊的・主観的とみなされてきた日常の言葉(日常的知識)による知り方と、抽象的・一般的・普遍的・客観的とみなされてきた思考の言葉(専門的知識)による知り方には、不可避に断絶がある。スミスの IE は、通常は閉じられてしまう二つの「知り方」の断絶を開き、個人の経験が、何らかの「抽象化」し「一般化」し「普遍化」し「客観化」する力によって組織化される過程を解明しようとする。そのことによって、個別的で具体的な個人の経験を越えた存在としての「社会的なこと」を、特定の時間、特定の空間で、特定の人々によって行われる諸活動の連係(coordinate)の中に埋め込まれたものとして、捉え直そうとするのである。

日常の言葉において知られたことが思考の言

葉に置き換えられ、その断絶が不可視にされる一連の institution に関わる過程において、いかなる言語使用実践が介在しているのかを問うことは、「社会的なこと」を知るもう一つ別のやり方を模索することである。

3. 社会学的言説における「ニーズ」の社会的組織化

前述したように、杉浦 (2019) においては、institution の言説における概念としての「(法制度への) ニーズ」と、人々が日々の生活を実際に生きながら見たこと聞いたこと経験したこととの関係はいかなるものかという論点が提起されている。と同時に、この論文それ自体もまた、「テキスト的現実」としての「ニーズ」を、行政や専門社会学の言説の内部に創出するという言語使用実践に埋め込まれていると考えることができる。以下の議論では、専門的言説における「社会」についての「共通に知られた世界」を達成する方法が、いかにして客観化する装置としての専門化された概念カテゴリーを作動させ、「ニーズ」という「社会(学)的現実」を特定の個人に外在して存在するものとして言説的に構築していくのか、そのやり方を解明したい。

ここで「ニーズ」とは、一連の institution に関わる二つの異なる過程の交点で概念的実体として社会的に組織化されていくと考えられる。一つは、インタビューにおける調査者と情報提供者のやり取りの中で、情報提供者の日々の生活で見たこと聞いたこと経験したことが、渋谷区の条例や民法の婚姻の権利義務と関連するものとして語られていく過程である。もう一つは、インタビューで語られたことが、この論文における「ニーズ」概念の例や表現として包摂されながら組み立て直されていく過程である。副題にも示されているように、この論文における「ニーズ」とは、基本的には「同性カップルに対する何らかの法的保障への必要」という意味で使用されている。しかしながら、とり

わけ論の後半には、当初の意味を超えた様々なことがらを包摂しうるより抽象化された概念として使用されるようになっていく。このような言語使用実践の特徴は、単にこの論文における「ニーズ」概念の定義の問題としてのみならず、「社会的なことを人々の生活の個別性を超えたものとして書く(読む)方法」としての、専門社会学の構成的慣習の問題として考察することが可能であると考ええる。

この論文では、インタビューのトランスクリプトは提示されておらず、インタビューで情報提供者が語ったことは、すでに、「制度の利用を検討する中で、どんなニーズが掘り起こされたり、とらえ直されたりしたのかという視点(杉浦 2019: 69)」から要約されている。ただし論文中で言及される要約の内容(杉浦 2019: 69-75)においては、情報提供者自身によって直接「ニーズ」という言葉が使用されているわけではない。情報提供者が渋谷区の条例との関連で語ったことは、インタビューを社会学的に分析するという段階(杉浦 2019: 75-77)で、「～という希望」、「～への欲求」、「～に対する要求」として記述し直され、最終的に「ニーズ」という概念の例や表現として包摂されていくのである。

「ニーズ」という概念は、論文の前半では、例えば以下のような文脈で使用されている。

引用1: …この認定制度の法的効力は、日本の婚姻(異性間の単婚)と比べた場合、極めて限定的である。異性婚カップルに認められる税の控除や相続権などは国の制度によるものであり、渋谷区からパートナーシップ証明を取得しても、これらの権利を得られるわけではない。したがってその利用を視野に入れて認定制度について調べ始めると、それが不十分であることを意識せざるを得ない。その「不十分さ」をどう考えるか、それにどう対応するかが検討されるなかで、ニーズが生まれたり確かめられたりする(杉浦 2019: 67; 下線は本稿筆者による)。

論文中、「ニーズ」という概念は、しばしば、上記のように「何に対する」という部分が省略されて使用されている。引用1では文脈上、現行の「婚姻制度」に相当するような「同性カップルに対する何らかの法的保障への」と補うことができる。他方、議論が進むにつれ、この「ニーズ」概念は、包摂しうる意味内容を拡張するようなやり方で使用されるようになっていく。

引用2-1：・・・また、「生涯を共にするだろう」という予想は、パートナーとの関係で生じるニーズを認識させるだけでなく、様々な他者との関わりや出来事の可能性を想像させ、自分たちを取り巻く環境に対する要求も意識させる。たとえば、「ずっといっしょと思うと将来のことを考えるようになり、最期のことを想像して家族と仲良くしておかないといけないと思う」(M2a) というようにである。・・・このように「証明書によって」「長期的な関係」を予測することはこれまで考えたことのないことを先取的に考えることを促し、時間的にも空間的にも広がりのあるニーズを認識させていく(杉浦2019:75-76:下線および[]は本稿筆者による)。

上の引用2-1でM2aの語ったことは、これに先立つ「ケースの紹介」において次のように要約されたかたちで示されている。

引用2-2 (M2a)：証明書を取得して「心の支えというか、『この人に全部任せておきますよ』というような安心はあ」る。「何も問題がなければずっと2人で一緒」と思うと、今度は「将来のこと」や「相手が切ない最期を遂げ」たらどうしようと心配になってきて、「だからやっぱり家族と仲良くしておかないと」と思っている(杉浦2019:72)。

この引用2-2に相当する部分が、引用2-1

においては「ずっといっしょと思うと将来のことを考えるようになり、最期のことを想像して家族と仲良くしておかないといけないと思う」とまとめ直されている。そこにおいては、引用2-2で記述されていることがら、「生涯を共にするだろうという予想」によって「様々な他者との関わりや出来事の可能性を想像」し、意識されるようになった、「自分たちを取り巻く環境に対する要求」の例としてあげられている。その上で、この「要求」は、「[証明書によって]長期的な関係」を予測することで、「これまで考えたことのないことを先取的に考えること」が促され、認識されるようになった、「時間的にも空間的にも広がりのあるニーズ」と言い換えられていく。

ここでの「ニーズ」は、引用1に比べ、誰に、どこに、何を求めていくことなのか文脈上理解しにくくなっている。「家族と仲良くしておかないと(引用2-2)」が「ニーズ」の具体的中身だとすれば、ここでの「ニーズ」概念は、「同性カップルに対する何らかの法的保障」という文脈からは離れ、包摂しうることからの範囲を拡大するようなやり方で、より抽象化されている。同じことは以下の引用においても言える。

引用3：・・・このように、証明書が「長期的な関係への約束」を示すものと理解されているのは、制度「後」のカップルでも同じであった。しかし、何年も生活を共にし、家族の承認もしているカップルであっても自分たちの関係を「約束」や「責任」や「覚悟」に欠けるものとしてとらえていた点は、注目に値する。「約束」「責任」「覚悟」を「欠いていた」という認識、その裏返しとしての「長期的・安定的な関係」への欲求は、制度を利用した後に遡及的に認識されたニーズと言える(杉浦2019:76:下線は本稿筆者による)。

引用3において「ニーズ」とは、制度を利用することによって事後的に見出された「長期的・

安定的な関係」への「欲求」を指す。他方これは、仮に現行の婚姻制度を利用したとしても、「法的」に「保障」されるわけではないことがらである。

引用4：・・・証明書を取得したことによる変化として「一応、公に認められている」(M1b)、「渋谷区に認めてもらっているという感覚」(F2)、「役所にちゃんと認めてもらう」「区役所に何か残せる」(M5)など、「区に認められている」という実感を得たことが語られている。それとともに、「証明書をもらっているという精神的な安心感」「何かあったとき安心」(F1b)、「少し安堵した」(M1a)といった精神面的変化が語られた。「承認による安心」という個人的・心理的ニーズは、社会制度によって満たされるべきニーズとみなされにくい、制度を利用した後に「意味あるものとして感受され、言語化されたニーズと見るべきである(杉浦 2019: 76: 下線は本稿筆者による)。

ここでは「個人的・心理的ニーズ」という新たな「ニーズ」概念が創出されている。ここで「個人的・心理的ニーズ」の例としてあげられていることがらは、論文中の別の部分で言及されている、法制度が存在することによる「社会通念」の変化(杉浦 2019: 64)に関わるものとみなしうる。

この論文における「ニーズ」概念の多義性は、議論の進行と共にこの概念の抽象度が上がり、包摂されることがらが拡張していくことに関わっていると考えられる。論文の終盤においては「親密圏のニーズ」「圧縮されたニーズ」「私的なニーズ語り」(杉浦 2019: 77)など、引用4の「個人的・心理的ニーズ」と同様に、「ニーズ」という概念に他の様々な概念が接合されて用いられるようになる。誰が、誰に、どこに、何を求めていくことなのか曖昧になるとともに、「ニーズ」という言葉はより抽象度を上げ、使用の範囲を文脈超越的に広げていくようになる

のである。このような概念の使用法には、単にこの論文における「ニーズ」という概念の定義の問題のみならず、調査によって得られた知見を新たな「知識の対象」として弁別的なやり方で定式化し社会的言説の内部に位置づけようとする際の、専門社会学の構成的慣習が関わっていると考えられる。

前述したように、「テキスト的現実」としての「ニーズ」の社会的組織化は、インタビューで情報提供者が語ったことを、「制度の利用を検討する中で、どんなニーズが掘り起こされたり、とらえ直されたりしたのか」という視点(杉浦 2019: 69)から要約して紹介する、という段階から始まっている。それらを社会的に分析するという段階で、さらに、抜粋された箇所は「～という希望」、「～への欲求」、「～に対する要求」と定式化し直され、最終的に「ニーズ」という抽象化された概念の例や表現として包摂されていく。抽象度が上がり包摂することがらの範囲を広げた「ニーズ」は、意味内容は曖昧だが、「語っ」たり「圧縮」したりする対象として同定可能な概念的実体として社会的言説の中に確立されていくのである。

ここで「ニーズ」という概念は、探究の結果「発見」されるべき「現実」であると同時に、探究の過程でそのような「現実」を組織化していく言説的枠組として機能している可能性がある。この概念は、異なる社会的文脈に埋め込まれた人々の見たり聞いたり経験したりしていることを、一括りにまとめて包摂する力を持つ。仮に「誰が、誰に、どこに、何を求めていくことなのか」が曖昧になっているとしても、読み手が社会的言説の作動の仕方に習熟している場合には、その「わからなさ」を自ら補い、欠けた論理をつなげることが「できてしまう」可能性もある。

この点について次節では、「社会的なこと」として公式に認識可能な「世界」のあり方を規定する知識の社会的組織化について、社会的言説の名詞化された概念の使用のされ方をめぐ

るスミスの議論を参照したい。

4. 名詞化された概念

社会学の「共通に知られた世界」を達成する方法は、社会学の言説の組織化において構成的力を持つ様々な社会学理論において生み出されてきた慣習である。この慣習は、特定の行為の連鎖や連係に位置づけられている社会学的言説の読み手や書き手の関心や経験を、客観化され対象化された (objectified) 形式に翻訳するための一般的手続きを提供する。そのような形式に翻訳されることで初めて、「人々の経験」は、社会学的言説の「テクスト的共通の世界」において正当な位置を与えられるのである。この慣習は、「社会的なこと」を人々の生活の個別性から切り離し、それを超えたものとして書く(そして読む)方法を提供してきた。(Smith 1999 : 45-62, Smith 2005 : 55-56, 111-112, 上谷 2020c)。

社会学的現実を特定の個人に外在して存在するものとして言説的に構築する方法は、客観化する装置として作動する専門化された概念カテゴリーの形式を通して発展されてきた。スミスによれば、その特徴は、人々の活動やトークや関係や考えを、行為しトークし関係し考える主体抜きに表象することである。代表的な方法は、何らのやり方で行為の動詞に由来する言葉を名詞の形式に転換する、名詞化 (nominalization) である。例えば、意味 (meaning)、秩序 (order)、権力 (power)、自殺 (suicide) など、社会学の用語には、ある主体の行為を表現する動詞が名詞の形式に転換された言葉が多い。関連して、態度 (attitude)、動機 (motivation)、信念 (belief)、疎外 (alienation)、関心 (interests) など、個人の主観的状态をそれ自体実体として構築する名詞も多用される。

ひとたび名詞化された社会現象が構築されると、それらの言葉は、社会学的な文章の中で、概念的実体として使用されるようになる。例えば、「ニーズ」が「広がり」、「語られ」、「圧縮

され」というように、人々にではなく名詞化された概念に、行為の作用 (agency) が帰属されようになる。社会学的な文章の中で、名詞化された概念自体が、行為の代理人 (agent) として機能するようになるのである。名詞化された言葉は、行為の主体 (subjects/agents) の存在を抑圧する。物事は起こった、しかしそれらを行なった人々の存在は不可視にされる。名詞化された言葉の多くは、元々は行為の動詞に起源を持つ。特定の時間や空間において、特定の場面において、誰かが、誰かに、何かに、何かを、行なったはずである。専門的言説において弁別的なやり方で認識可能になった「知識の対象」としての名詞化された概念は、異なる社会的文脈に埋め込まれた人々が見たり聞いたり経験したりしていることを包摂し、一括りにまとめて (pack) しまう力を持つ。この名詞を、「荷ほどきする (unpacking)」する必要がある。

スミスによれば、専門的言説における名詞化された言葉は、起こったことの表象という点である種の曖昧さを有している。例えば、「制度的な配置の創造と実施」のような言い方は、「創造する」「実施する」という二つの動詞の形式に分解できる。「創造する人」「実施する人」が存在するのである。この場合、ある個人 a が創造し、別の個人 b が実施するかもしれない。あるいは、個人 a が実施し、別の個人 c が創造するかもしれない。行為の主体としての人々の欠如は、単に関わっている人が誰か同定できないという問題のみならず、荷ほどきされた名詞の様々な要素を横断した行為体 (agency) の継続性の問題も有している。一度荷ほどきされると、行為体は同じ人物である必要がないとわかるのだ。それぞれの行為に結びついているのが、単一の行為者なのか、複数の行為者なのかは、「テクスト」の内部からは確かめることができない。読み手は、所与の「テクスト」から、それが指示しているものへ行くことができないのである。

この意味において、「テクスト」は厳密な意

味では、起こったことの表象としては機能していないと考えられる。にもかかわらず、「テキスト」は「実際に起こったこと」を記述しているように見え、そうしているとみなされ、一連の institution に関わる過程で適切に機能しているのである。スミスはここに、行政的専門的言説における概念が有するある種の「曖昧さ」を埋める、(そのような言説に習熟した) 読み手による何らかの言語使用実践が介在していると指摘するのである。

専門的言説における抽象的な実体としての名詞化された概念の特徴は、前節の「ニーズ」という概念の使用のされ方にも見出すことができる。確かにこの論文においては、「必要とする (need)」の主体は、インタビューにおける情報提供者だ、ということが一見明らかである。しかし前述したように、この論文においては、インタビューで情報提供者が語ったことは、あらかじめ「制度の利用を検討する中で、どんなニーズが掘り起こされたり、とらえ直されたりしたのかという視点」から要約されている。その際に、情報提供者が渋谷区の条例との関連で語ったことが、筆者によって「～という希望」、「～への欲求」、「～に対する要求」として記述し直されているのである。最終的に「ニーズ」という概念の例や表現として包摂されていくことながら、どのような時間や空間において、どのような場面において、誰が、誰に、何に、何を、行なったのかは、要約として提示された「テキスト」の内部からは確かめることができない。しかしながら、専門社会学における「共通に知られた世界」を生み出す概念使用実践に習熟している場合、読み手は、この概念の「曖昧さ」を補い、欠けた論理をつなげ、実際に起きていることの異種混在を自ら不問にしてしまう可能性がある。

もともとはインタビュー調査に関わった複数の人々のあいだの多種多様な活動や出来事だったことからは、社会学的「テキスト」を産出する過程で、渋谷区の条例と関わる「希望」「欲求」

「要求」として記述可能な側面のみが取捨選択されて再構成されていく。それらが「ニーズ」という概念に包摂され置き換えられることで、もともとの活動や出来事は、その概念の表現や現れとして扱われるようになる。そのことによって、行為の作用の帰属先は、この調査に参加した具体的な人々から、これら名詞化された概念に移行されるようになるのである。これがスミスの言う、社会学的言説の構成的慣習の罫である。自分の身体的存在や身体的行為において生じたものとして知っていることが、ひとたび行政や専門社会学の概念に置き換えられてしまうと、その言葉が固定する情報はその後で回復できなくなる。institution の言説の概念は、行為の実際の諸連鎖の無限な多様性を包摂し要求することができる。不確定なものを確定したものへ変換し、実際の行為の諸連鎖を当該 institution における典型的な出来事として産出するのである。その際に、実際の行為の諸連鎖の弁別的で局所的で歴史的な特徴は消え、別の解釈図式の選択を促すような情報はもはや利用可能ではなくなるのである (Smith 1990b : 155)。

人々の声は確かに聞かれたのかもしれないが、それは、結局のところ社会学理論の例証や例や表現としてのみなのである。スミスの言う「主流の社会学」を行う限りにおいては、この構成的慣習に依拠して「テキスト」を産出することは不可避である。社会学的現実を特定の個人に外在して存在するものとして言説的に構築する方法は、まさに社会学の「構成的」慣習であり、社会学を社会学として成立させる方法なのである。スミスによれば、言葉と経験の関係の親密さを欠くこのような知識の社会的組織化の特徴は、institution(s) の作動にとって必要不可欠な構成要素である。IE は、社会学的言説を含む instituton の言説がそれに参加する人々の「知ること」を組織化するやり方それ自体を、社会学的探究によって解明されるべき論点として捉え直すのである。

5. IEのもう一つの論点

本稿では最後に、institutionの言説を通じた知識の社会的組織化の解明をめぐる、IEのもう一つの論点について述べておきたい。冒頭でも述べたように、スミスの社会学的探究の問いは、個人の経験のあり方を、その経験が生起する個別的で具体的な場面の外側から規定していく一般化し抽象化する「力」の作動の仕方を、実際にそれを経験する個別的で具体的な人々の立ち位置から知り直すことである。この点についてスミスは、日常世界における局所的活動がそれを超えた行為の連鎖や連係と接続していることの形跡は、人々が自分の日々の生活について語るやり方の中にも発見することが可能であると指摘する。私たちの日々の進行中の協働する（concerting）諸活動の社会的組織化のあり方は、私たちがそれらについて語るありふれた日常のやり方の中に一少なくともそれらについて具体的に話す時には一常に表現されているというのである（Smith 1987:188）。この指摘は、IEの社会学的探究について、これまで述べてきた「テクスト的現実」を産出するワークの解明という論点とは別の、もう一つの論点の可能性を示唆すると考えるのである。

この点について改めて、先の「ニーズ」概念の使用のされ方の変化について考えてみたい。前述したように杉浦（2019）における「ニーズ」概念は、議論が進むにつれその抽象度が上がり、包摂しうることがらの範囲を拡張していくようなやり方で使用されていた。杉浦自身、先の引用3、4の「ニーズ」は「社会制度によって支えられるべきものなのかという疑義が向けられそうな『私的』なものである（杉浦 2019：76-77）」と指摘し、これらについて、「私的なニーズ語り」あるいは「圧縮されたニーズ」という、新たな「ニーズ」概念を創出している。この論文における「ニーズ」概念のこのような多義性からは、情報提供者が渋谷区の条例との関連で語ったことの中には、この調査が当初想定して

いた「法的保障の必要」あるいは、「～という希望」、「～への欲求」、「～に対する要求」という定式化の内部に収まりきれない—しかしながらおそらく「カップル」のあり方をめぐって社会学的には注目するに値するような様々なことがらが含まれていた可能性が示唆される。この点について杉浦（2019）においては、当初の定義に収まりきれないことがらを除外するのではなく、むしろそれらをも包摂しうるようなやり方で、「ニーズ」概念それ自体の意味を拡張する方向で論が進められていくのである。

ここで、「ニーズ」という概念で当初想定していた「同性カップルに対する法的保障の必要」という定義には収まりきれないことがらを、それでもなお「ニーズ」という概念に包摂するという方向で論が進められていく理由として、本稿では次のような可能性を指摘したいと考える。すなわち、渋谷区の条例との関わりで情報提供者が語ったことがらには、法的な婚姻制度それ自体には直接関連しないものの、日常生活で広く使用されている「結婚」という概念には関連することがらが含まれていた可能性である。

法律としての婚姻制度あるいは「パートナーシップ証明書」交付制度とは別に、私たちの日常世界に浸透しているものの見方としての「結婚」が存在すると考えられる。婚姻をめぐる実際の法制度が具体的にどんなもので、それが自分たちの生活にどのように関わっているかという理解は、現行制度で「結婚」できることになっている「異性カップル」においても十分とは言えない可能性がある。例えば、「結婚」という言葉を聞いて、前述したa～hの項目を真っ先に思い浮かべるとということは、むしろ稀であるように思われる。にも関わらず、人々は、日々の生活の中で「結婚」について様々なことを語ることができる。このことは、人々の生活が、現行の婚姻制度のみならず、現行の婚姻制度の実際のあり方とは別に存在する、人々の間で広く分け持たれている「結婚」というものの見方

にも規定されている可能性を示唆すると考える。

個人の経験が何らかの「抽象化」し「一般化」し「普遍化」し「客観化」する力によって組織化されていく形跡は、公的な文書としての「テキスト」が作成される前の段階、人々が自らの経験を回想しながら語るやり方の中に示されている可能性がある。例えば、以下の記述は、「結婚」という概念がいかなる人間関係を組織化するのかを示唆する。

F3a 「パートナーを扶養に入れられず国からは「あなたたちは他人（同士）ですと言われていたようで不満」（p.71）

F4s 「それくらい真剣だと母親に伝えたい」（p.69）

M2b 「[公正証書に] お互いの両親に愛情を持って接することという文言も入れた」（p.72）

F1b 「親に黙って結婚する人は少ない」ように「勝手にやっていいのかな」と考える人や「それをやることで「親や職場に」バレる」心配をする人はいるかもしれないと思う。（p.72）

ここで「他人」「他人でない」とはどういうことか、あるいは「結婚」の当事者は誰なのか、ということがさらに探究可能であると考えられる。

あるいは証明書を取得したことについて以下のような記述がある。

M2b 「渋谷区は世田谷区と比べて「お金もかかるし大変だったけれどもこのくらいでよかったと思っ」ている。そのくらいの気持ちと精神力がないと取ってはいけないうくらい責任を伴うもの」を求めていたと自分で思う」（p.72）

F1a 「一応何か約束事をしたということや」「お互いに責任がある」ということを意識するようになった。（p.72）

ここでは、行政に届けを出すということが「責任」という概念とともに語られ、人々が実際の

毎日毎夜の生活において築いてきた人間関係を一般化、抽象化して包摂していく。6年から22年の付き合いのあるカップルが日々築いてきた人間関係は、「責任のない」ものだったということの意味するものであろうか。ここで言う「責任」とはどういうことなのであろうか。それは、誰が誰に対して何をやる事なのだろうか。

さらに、証明書を取得したことについて、次のような記述もある。

M5 「どちらかが死ぬまで見なきゃしょうがないだろうなという覚悟ができたんじゃないかな」と思う。（p.75）

F3a 「証明書を手にして「生涯一緒にいる人なんだな」というのはたまに瞬間瞬間で認識する」（p.71）

M2b 「この先も一緒に過ごすということの証明」（p.71）

M1b 「一緒に年取ろうねと約束をしたんだ」（p.73）

カップルとしての人間関係の永続性は、「パートナーシップ証明書」交付制度であれ婚姻制度であれ法律によって保障されるわけではない。しかし、このような言い方は、「結婚」という概念の日常の使い方としては理解可能であるかもしれない。

私たちの日々の生活に広く浸透している「結婚」概念は、人々が日々の生活において特定の時間や特定の場所で特定の他者と行なっていることを一般化、抽象化し、別の時間で別の場所で別の他者たちが行なっていることと連係させる力を持つ。この力はどこから来るのか、それは法制度や言説や institution に関わる過程とは無関係なものなのか、これらを IE のもう一つの論点として設定することが可能であると考えられるのである。

注

- (1) everyday world as problematic とは、スミスの社会学の探究の出発点となる問題設定である。そもそも everyday とは「つねひごろ、ふだん、平生、平常、ありふれた」ものであるのが常態である。そこで行われていることにいちいち疑念を差し挟まないことによって、自らの日々のお決まりのルーティンをまさにお決まりのものとして遂行できるのである。この「ありふれた」ものであるはずの日常世界が、疑問の余地のあるもの、疑わしいもの、不確実なものとして立ち現れるところに、スミスの社会学の探究の入り口がある。日常世界が疑問の余地のあるものとして立ち現れ、お決まりのルーティンを遂行し難くなった時、人々は立ち止まり、いったい自分の日々の生活はどのような成り立ちをしているのかと問わざるをえなくなる。スミスの言う日常世界には、いわゆる「私的領域」における人々の日々の生活のみならず、「公的領域」における人々の日々の生活も含まれる。
- (2) スミスの議論においては、両者は弁別的な意味する方法であり、異なる言語ゲームを行なっていると捉えられている。
- (3) 杉浦 (2019) をめぐる以下の考察は、「IE 研究会」における議論に示唆を受けている。
- (4) この論文において杉浦は「パートナーシップ認定制度」(あるいは「認定制度」という用語を、「同性間の親密な関係性を承認する日本の自治体の制度を指す言葉」として用いている。それとは別に「同性パートナーシップ制度」という用語を、諸外国の制度を含めた「同性間の関係性や生活を保証する制度全般を広く指摘するもの」として用いている (杉浦 2019: 62)。
- (5) その理由についての、この調査の参加者たちによる分析は杉浦 (2019:65-66) を参照。
- これらの項目は、もともとは、血縁と婚姻を越えた関係に関する政策提言研究会 (2004) 「同性間パートナーシップの法的保障に関する当事者ニーズ調査」における質問紙調査の、「以下のような制度は同性間のパートナーシップにも必要だと思いますか?」「また、その制度があったらあなたは利用しますか?」という問いに対する選択肢である (杉浦 2019: 65)。
- (6) institution (s) という言葉のこのような使い方については、エスノメソドロジー・会話分析による、institutional な場面研究における institution の捉え方も参照。Heritage and Greatbatch (1991: 94) は institutional な場面を「そこにおいて多かれ少なかれ、正式 (official) で公式 (formal) な課題や役割に基づいた諸活動が引き受けられている場面」として定義し、具体的には、医者と患者の相互行為、法廷裁判、就職の面接、教室の授業、ニュース・インタビュー、警察の緊急通報などを、このタイプの相互行為の明確な例として挙げている。
- (7) スミスはワーク (work) という語の意味を拡張して使用している。ワークという用語は、一般的には、人々が賃金を得て行うこと (賃労働) を指してきた。The Wages for Housework group (「家事労働に賃金を」グループ) は、この概念を家事 (housework) だけでなく、時間や努力や意思を必要とする人々の行い全てを指すように拡大した。スミスの社会学はこの拡大されたワーク概念を、人々が何らかのやり方で institution の過程に参加している際に実際に行っていることを探究するために採用している (Smith 2005: 229)。この点については上谷 (2019) も参照。
- (8) この点については後述する、専門的言説における「名詞化 (nominalization)」という概念使用実践についての議論を参照。

文献

- Dorothy E. Smith (1987) *The Everyday World as Problematic: A Feminist Sociology*. University of Toronto Press.
- — — (1990a) *The Conceptual Practices of Power: A Feminist Sociology of Knowledge*, Northeastern University Press.
- — — (1990b) *Text, Facts, and Femininity: Exploring the Relations of Ruling*, Routledge.
- — — (1994) “A Berkeley Education.” in Meadow-Orlans, Kathryn p. & Ruth A. Wallace (eds.) *Gender and the Academic Experience: Berkeley Women Sociologists*. Lincoln: University of Nebraska Press. pp.45-56.
- — — (1999) *Writing the Social: Critique, Theory and Investigations*. University of Toronto Press.
- — — (2005) *Institutional Ethnography: A Sociology for People*. Altamira Press.
- 杉浦郁子 (2019) 「制度との応酬によるニーズ認識—同性カップルの法的保障ニーズをめぐって」『和光大学現代人間学部紀要』第12号 pp.61-82. 和光大学現代人間学部。
- 上谷香陽 (2010a) 「ドロシー・スミスにおける社会学的記述の問題—institutional ethnography という視点」『ソシオロジスト』12 (1) pp.73-96. 武蔵社会学会。
- — — (2010b) 「対話としての『経験』—ドロシー・スミスの視点」『武蔵大学総合研究所紀要』no.19, pp.117-133. 武蔵大学総合研究所。
- — — (2017a) 「日常生活世界から社会を知る方法—ドロシー・スミス『女性の立ち位置からの社会学』の着眼点」『文教大学国際学部紀要』27 (2)、pp.1-16. 文教大学国際学部。
- — — (2017b) 「日常生活世界の記述可能性—ドロシー・スミス『制度のエスノグラフィ—』の着眼点」『文教大学国際学部紀要』28 (1)、pp.1-22. 文教大学国際学部。
- — — (2018a) 「テキストに媒介された言説とイデオロギー—コード—ドロシー・スミスの institutional ethnography をめぐって」『文教大学国際学部紀要』28 (2)、pp.1-20. 文教大学国際学部。
- — — (2018b) 「社会を知るもう一つのやり方—ドロシー・スミスに依拠して」『文教大学国際学部紀要』29 (1) pp.1-18. 文教大学国際学部。
- — — (2019) 「ドロシー・スミス Institutional Ethnography におけるワークおよびワーク・ノレッジ概念の検討」『文教大学国際学部紀要』30 (1)、pp.1-16. 文教大学国際学部。
- — — (2020a) 「研究ノート：経験を語る二つの様式の断絶—知識の社会的組織化をめぐるドロシー・スミスの着眼点」『文教大学国際学部紀要』30 (2)、pp.55-68. 文教大学国際学部。
- — — (2020b) 「研究ノート：「社会」という言葉を使って Society について考えるということ—柳父章の翻訳日本語論を手がかりに」『湘南フォーラム』24、pp.109-122. 文教大学湘南総合研究所。
- — — (2020c) 「ドロシー・スミスの社会学における institutional discourse について」『文教大学国際学部紀要』31 (1)、pp.1-14. 文教大学国際学部。
- — — (2021a) 「研究ノート 社会学的記述における二重の関係について—ドロシー・スミスに依拠して」『文教大学国際学部紀要』31 (2)、pp.89-104. 文教大学国際学部。
- — — (2021b) 「『女性の経験』と知識の社会的組織化—ドロシー・スミスの IE に依拠した『82 年生まれ、キム・ジヨン』の読解 (1)

一」『文教大学国際学部紀要』32 (1)、pp.1-19. 文教大学国際学部。